

令和三年（二〇二一）三月二十六日発行
『大倉山論集』第六十七輯抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

戦前における在野研究者の蒐集活動と史料認識
——金沢甚衛の河川交通史研究——

古畑侑亮

戦前における在野研究者の蒐集活動と史料認識

―金沢甚衛の河川交通史研究―

古畑 侑亮

目次

はじめに

一 東海道路交通史料の蒐集

(一) 伝来と基本的書誌

(二) 「附記」と書き込みから見えるもの

二 学術雑誌への寄稿

(一) 三田史学会『史学』への寄稿

(二) 国際交通文化協会『交通文化』への寄稿

三 学界における評価と戦後への継承

(一) 同時代における評価

(二) 戦後の交通史研究への継承

おわりに

はじめに

国文学研究資料館に所蔵される河川交通関係資料に「駿河国富士郡岩本村文書ならびに富士川交通史料写」（資料群記号M二六。以下の資料記号では表記を省略）がある。

本資料群は、主に河川交通史研究において利用されてきた。たとえば近年では、加藤僚が本資料群および自治体史を活用して、富士川渡船場・河岸場の構造と機能、富士川流域の河岸との関連性について明らかにしている。また、横山昌寛も両資料群を使って富士川における舟橋・浮橋の技術史を描き出した^①。本資料群を使った成果は近年に至るまで挙げられているが、その存在は一部の交通史研究者に認知されるに留まっており、資料群自体の基礎的分析も行われていない。

資料群の旧蔵者は、かなざわじんぐ金沢甚衛（明治二四年〔一八九一〕～昭和五六年〔一九八一〕）である。秋田県由利郡に生まれた甚衛は、戦前に内務省の外郭団体である中央慈善協会（現在の全国社会福祉協議会の前身）で勤務しており、戦後は片山哲内閣創設の足がかりとなった自由懇話会という文化団体に所属、新生活運動に関わった。公益財団法人大倉精神文化研究所にも昭和二〇年（一九四五）七月一日付けで甚衛から寄贈されたと伝えられる資料群があり、「金沢甚衛旧蔵資料」（全五一〇点）の名称で貴重コレクションのひとつとなっている^②。

近年、研究所では甚衛の経歴や著作について新たに調査を行い、筆者がその成果をまとめている^③。また、寺田格郎が戦前の自身の体験や聞き書きを含めて甚衛の半生を追っており、謎の多い甚衛の生涯が明らかになりつつある^④。

前稿では、刊行物から見える甚衛像を社会事業の実践と歴史研究を軸として戦前戦後を通して描くことを試みた。戦前における甚衛の歴史研究については、甚衛が執筆した河川交通史の論文を発掘し、これまで「古文書収集家」と

呼ばれてきた甚衛を単なるコレクターに留まらない「在野の交通史研究者」として描き直すことを試みた。

近年の史学史研究においては、アカデミズム史学の卓越化の過程が再検証される一方^⑤で、東京帝国大学国史研究室のみに収斂しない、より多様な諸主体の関係性の中で史学史が描き直されてきている^⑥。夏目琢史は、そのような研究状況に対して「反官学的な『民間史学』が台頭し、一方では経済学や社会学分野からの歴史研究も生まれ始めていた」明治から大正・昭和初期にかけての「歴史学の状況をよりトータルに理解するためには、『日本社会史』『文化史』『郷土史』などの『アカデミズム史学』の周縁でうごめいていたさまざまな歴史学の形を見落としてはならないだろう^⑦」と指摘している。大学に所属を持たない在野研究への関心が高まる現在^⑧、在野研究者についての研究はより一層重要性を増していると言え、その研究活動の実態や果たした役割をアカデミズムとの関係も視野に入れて明らかにしていく必要があるだろう。

「駿河国富士郡岩本村文書ならびに富士川交通史料写」については前稿においても触れたものの、概要を示すに留まった。そこで今回は、両資料群を中心に据え、その後の調査成果を踏まえて甚衛の蒐集活動と河川交通史研究について考察を深めることにする。はじめに、「岩本村文書」と「富士川交通史料写」の伝来過程と基本的書誌を紹介すると共に、金沢甚衛による河川交通関係資料の蒐集の実態と彼の史料認識を明らかにする。その上で、彼の交通史関係論文と対照させることで資料の活用のされ方に迫る。さらに甚衛の河川交通史研究に対する同時代的な評価や戦後の交通史研究への影響までを見通すことで、在野研究者として果たした役割を考えたい。

以下、引用文中の史料名はゴシックとし、行替えは「／」で示すこととする。傍線は筆者による強調である。とくに断りがない場合は「（ ）」も史料中の表記である。

一 東海道路交通史料の蒐集

(一) 伝来と基本的書誌

はじめに、「岩本村文書」と「富士川交通史料写」の基礎的情報をそれぞれ明らかにしたい。

「岩本村文書」(四六二点)は、新町三井家一〇代・三井源右衛門(高^{たか}遂／一八九六―一九八六)の手を経て旧三井文庫に保管されていたものを、昭和二十七年(一九五二)に国立史料館(現国文学研究資料館、以下史料館と表記)へ譲渡されたものである。⁹⁾ 薄い冊子体文書や一紙文書は数点から一〇数点まとめて仮製本されている。書状等の史料も折本の形に糊付け製本され、伸展できない状態になっているものが多い。ページ色の厚紙表紙の右肩には「学術史料／(文部省学術課)」の請求記号ラベルが貼られ、綴じられた個々の史料にも史料館の請求記号ラベルが確認できる。一方で背表紙には史料館のラベルとは異なる番号ラベルが貼られているが、これは三井文庫の配架番号であり、製本は三井文庫時代に行われたと考えられる。¹⁰⁾

岩本村(現静岡県富士市岩本)は、明治二年(一八八九)の町村制の施行により松岡村ほか数ヶ村と合併して岩松村となった。「岩本村文書」は、この岩本村から岩松村へ引き継がれた村有文書であったと考えられる。¹¹⁾ 岩本村は、早くから東海道と甲駿往還および富士川という水陸交通の要衝として開け、戦国期には伝馬宿をつとめていたことが知られる。寛永一〇年(一六三三)、それまで岩淵村(現富士市岩淵)が一手に引き受けていた富士川渡船役のうち三分の一を受け取り、渡船役をつとめるようになる。また、岩本村には慶長期以来富士川舟運の河岸場がおかれ、甲州との間の物資輸送を担ったが、宝暦期以降は岩淵河岸に中心が移っていく。

一方の「富士川交通史料写」(全八一冊。以下「史料写」と表記)は、金沢甚衛が岩本村をはじめ周辺地域の史料

を採訪筆写した資料集で、昭和初期に三井家へ寄託された⁽¹²⁾。第八冊の裏表紙には「昭和七年五月三十日寄託」、第一五冊には「昭和七年六月九日寄託」の貼札があり、同年のうちに何回かに分けて寄託されたと考えられる。戦後の昭和二十七年（一九五二）に史料館に譲渡された⁽¹³⁾。岩本村関係文書の写しを中心だが、その他、富士川堤普請、富士川用水、富士川船、富士山林等、富士周辺の文書が広く採録されている。

実際に「史料写」を手にとってみると、大きさは五・七×二三・〇cm、四針眼の和綴じである。未書き込みの題箋付き赤茶色表紙を開いた初丁には、兎と「しんまちみついい」の印が捺されており、これはどちらも新町三井家九代・高堅⁽¹⁴⁾（一八六七～一九四五）の蔵書印である。同資料群を甚衛から購入したのは、高遂ではなく、先代の高堅だったのである。

初丁には、「東海道交通史料／富士川之巻」と墨書されている。現在では、「富士川交通史料写」の名称で呼ばれているが、もともとの名称は「東海道交通史料」だった⁽¹⁵⁾のであり、「富士川之巻」以外の巻も存在（あるいは編纂を予定）していたことが想定される。「富士川之巻」だけで八一冊であるから、全体としては相当大規模な史料集の編纂が構想されていたことだろう。初丁以降は、原稿用紙に筆で書かれ、目次をはじめとして一部に鉛筆による書き込みが見られる。

（二）「附記」と書き込みから見えるもの

「史料写」に収録された各史料は、表題に一丁を使い、その見返しに「附記」が記されている。これは甚衛による資料解題とも言えるものである。ただし、一三巻以降は、見返しに「附記」とあっても解題が未記入のもの、あるいは見返しが全く白紙のものがほとんどである。以降の巻では、むしろ甚衛による校正や書き込みが注目すべきものと

なる。

以下では、本文末尾に付した「表1 「富士川交通史料写」附記・書込一覧」を参照しながら、「附記」と書き込みの分析により、甚衛による史料蒐集の実態と史料認識に迫りたい。なお、以下では「史料写」の資料番号（〇四六三）を省略し、枝番号のみで表記する。

i 地域資料の把握と始原の特定

第一冊の冒頭に収録された「富士川川除普請願」（〇一（〇一））には「本書ハ当川川除普請ニ関スル最モ古キ文書ニシテ、此以外ニハ二三ノ断片的記述ト、誤謬ヲ含メル口碑ノ存スルアルノミナリ」と記される。

また、寛政二（文化七年（一七九〇）一八一〇）までの普請による入用を記した「富士川東岸御普請御入用覚」（〇二（〇一））には、「川除普請に關し連年の費用を列記したるもの他になく、元禄時より数次の普請入用に付ては別に史料あり。尚ほ元禄以降の普請にありては其の費用を知るに足る記録を見ず」と年代ごとの史料の残存状況を把握した記述が見られる。

さらに、「富士川渡船役人扶持米証文」（〇五（〇一））には、「本書は富士川に於ける最初の扶持証文にして藩主より出でたるものなり。後幕府贈となる」と記され、「御扶持・地方・下毛・入作 四色物割帳（渡船方勘定）」（〇五（〇五））には、「本書の四色物乃ち御扶持、地方、下毛、入作に付ては別に史料を存ず。尚ほ本書は四色割帳と名けて最初のものにして之に前書（別写）を附せり」と記されるなど、年代の古い文書については逐次指摘があり、甚衛が始原の特定を重視していたことがわかる。

ii 相互参照

「附記」には、関係資料の参照先を示しているものが見られる。たとえば、享保一四年（一七二九）の「富士川川除普請願」（〇一（〇三））には、「岩本村旧記（別写）ニ当年「川除請負人府中伝馬町某」云々トアリ。此村請負願ニ付テハ他ニ知ルトコロナシ」と記され、「岩本村旧記」（一四（〇一））の関係記述が示されている。

「史料写」に筆写された「岩本村旧記」（一三（一七、三二））は、岩本村の名主山崎又右衛門が享保一七年（一七三二）に編纂した前編と山崎長平が弘化二年（一八四五）に編纂した後編からなる。¹⁶ 昭和四四年（一九六九）に編まれた『富士市史』下巻では、「岩本村に発生し、また関係した江戸時代中の重要な事件や問題を克明に記録した一種の村の歴史書である」と説明され、村をめぐる諸権益や他村との関係を年代記にして裁判の際に役立てるという「実用主義的な目標を達成するため、村落生活の中から成長し発展していった経験的合理意識の一つの表われである素朴な歴史意識によって編まれた歴史書、いや歴史記録であった」と高く評価し、化政期の村落共同体における技術・文化や富士川渡船・富士川舟運の叙述等に活用されている。¹⁷ 村での出来事を編年で広く網羅した「岩本村旧記」は甚衛にとっても魅力的な史料であり、傍証史料として活用していたものと考えられる。

また、「三度飛脚小越船二付証文」（〇七（〇三））には、「三度飛脚に関する当渡船場の史料は本書の外、宝永三年三度荷物附送書付を主なるものとす」と書かれているが、「史料写」に当該史料は収録されていない。続けて「尚本史料潤井川之巻参照」と書かれていることから、「東海道交通史料」には「潤井川之巻」が存在し、「宝永三年三度荷物附送書付」は同巻に収録されていたものと考えられる。

さらに、「聖護院宮伝馬賃銭請取」（三八（〇二））には、次のような「附記」が末尾に記されている。

聖護院 宮様御儀先年正徳三巳年富士村山江御廻り被為遊候、此節松岡御役所に鈴木三郎兵衛様御手代玉村曾右

衛門様と申仁御勤被遊……………（下略）

宝暦七年「聖護院通行御用向扣帳」より抜書

「聖護院通行御用向扣帳」は、「岩本村文書」の「聖護院様御通ニ付御用向控帳」（〇二二〇）であり、収録された文書と関係がある記述として抜書されたのである。「史料写」には基本的に甚衛が所蔵していない文書が筆写されているが、部分的に「岩本村文書」からの抄録も含まれる。

このように甚衛は、参照先を明示することによって、「史料写」内の史料同士、あるいは周辺史料と有機性を持たせようとしていたのである。

iii 史料批判

「富士川渡船修復金請取証文」（〇八（〇四））では、享保一四年の「富士川渡船修復金請取」の末尾に付記された「口上覚」に対して「此口上覚は此請取の末端に名主の書入れたるもの蓋し他の関係に属するものにして、或は同十五年舟大工甚左衛門の修復金請取書所載の事項と参照勘考せらるべきものか」と、続いて収録されている文書との関係性を考えようとしている。また、享保一七年の「富士川渡船修復金請取」の欄外には、「此年時後の名主の書入のまゝなるが疑はし。恐らは此以降なるべし」と文書が作成された当時の姿ではない点に注意を促している。

「富士川渡船古事覚書」（一二（〇一））の「附記」では、「本書の中、助郷の記事は年代再調を要すべし」と書かれているが、これは本文一条目の「沢久保村助郷の儀伊奈備前守様御縄入の節より相勤候」の記述に疑義を呈してのものと考えられる。また、「網引人足の事は岩本村文書等により所謂助郷と別に考ふべきか」と考察している。

このように甚衛は史料批判を行うことでより正確な史料認識を目指していたのである。

iv 年代・人名の考証

「富士川堤出工事出来形覚」(〇二(〇三))では、文政六年(一八二三)三月の条に村方名主に続けて名前を連ねている「百姓代与次平」に対し、「当時該当者なし、写誤りなるべし」と書き込みをしている。

また、先に見た「富士川渡船古事覚書」(一二(〇一))の附記末尾には、「尚本書所載高木伊勢守は初代道中奉行たる高木伊勢守なり」と、万治二年(一六五九)から道中奉行を兼任した大目付の高木伊勢守守久¹⁸のことであることが指摘されている。甚衛は年代や人名についても考証を怠らなかったのである。

v 字句の校訂

「松岡村上下往還掃除丁場定」(三三(〇二))では、「元文辛卯年拾月村々立会極め申候」との記述に対して欄外に「元文に辛卯なし、何れか誤なるへし」と書かれ、年号か干支の間違いかと推測する。また、「岩本郷道路間数改」(二三(〇三))では、本文の「土手より大くわん迄三十間」との表記に対して、「往還なるべし」と注記し、文意を補っている。

「繰舟公事訴状」(三六(〇二))では、連名の末尾に「岩渕御役人／六十人(名省略)／岩本村御役／三拾人(〃)」と書かれているのに対し、欄外に「筆写の際」と記している。史料の表記がどの段階で省略されたものなのか「史料写」を利用する人が混乱しないように甚衛が配慮をしていたことがわかる。

vi 資料集の利用

「富士川渡船二付船頭差入証文」(一二(一〇))には、「本書は『牧民金鑑』其他に『東海道川々并川越船頭等年来

不届之取計茂有之趣相聞候間、夫々吟味之上御仕置可申付処』云々とあるものに該る。尚此際の船賃其他に関して別写参照のこと」と書かれ、幕府代官荒川清兵衛頭道が嘉永六年（一八五三）に編纂した『牧民金鑑』が参照されている。

また、「加島村村社八幡社社伝」（三三（〇一））では、表題に「（富士川下流に関する記述を含む）」と記され、本文には「村社八幡社々伝（富士川郡加島村史資料）」として次の史料が筆写され、以下社伝の引用が続いている。

村社 八幡宮

十兵衛村八幡百

七十七番

社伝

水府藩士伊藤某 宝永六年

ノ筆記

元ハ社内ニ納置シカ今ハ

十兵衛村篠山十兵衛方ヘ

預ケ置

駿州富士郡下方庄小木里加島郷横割村八幡宮ノ御事古今申シ伝ヘ候荒増書記候覚

引用元とされている「富士川郡加島村史」とは何か。富士郡長鈴木七二郎の提議で編纂された「富士郡田子浦・加島・岩松村誌〔富士郡町村誌〕〔四〕」を参照すると、「八幡宮／イ、位置 十兵衛字八幡 百七十七番」との記述があり、三項目とんだ「ホ、由緒」の後半から「駿州富士郡下方庄小木里加島郷横割村八幡宮ノ御事古今申シ伝ヘ候荒増

書記候覚」と、以下同じ文章が続いている。

「富士郡田子浦・加島・岩松村誌」は、「大正元年ころ富士郡下の当時の各町村で個別に編集されたものを当館で編集し、叢書としたもの」⁽¹⁹⁾である。富士市立中央図書館には、「加島村誌」一〇四の複写版（請求記号：C214）が所蔵されており、これの原本が編集前の「加島村誌」であると考えられる。同書は、「イ」や「ホ」といった記号が施されていない点以外は「富士郡田子浦・加島・岩松村誌」と同様の記述となっている。さらに、国文学研究資料館には、甚衛から三井文庫を通して史料館へ寄贈された「駿河富士郡加島村々史原稿残闕」（請求記号：215.4647.1）が遺されている。これは「加島村誌」の原稿を執筆項目ごとに紙綴りで綴ったものであり、帙に収められている。現時点で甚衛が目にしていたことが確実なのはこの原稿であるが、その入手経緯を含めて今後さらなる検討が必要である。

vii フィールドワークの痕跡

「史料写」編纂の数年後の昭和八年（一九三三）に静岡県から刊行された『静岡県史料』第二輯には、「史料写」と共通する文書が確認できる。たとえば、「一 安藤直次外二名連著手形」は「富士川渡船役人扶持米証文」〇五（〇一）と、「二 鳥居成次外二名連著手形」は「富士川渡船役人扶持米証文」（〇五（〇二））と同じ文書である。『静岡県史料』では、これらを含めた五点が「旧岩淵里長文書」と題して収録されている。「史料写」の「富士川渡船役人扶持米証文」（〇五（〇一）〇三）には、「庵原郡岩淵町常盤氏本書所蔵」と書かれているが、所蔵先の常盤家は江戸期に名主を務めていた旧家だったのである。ちなみに、『静岡県史料』の刊行当時の当主は、「常盤稔」である。⁽²⁰⁾

また、「渡船古証文改二付書上」（〇七（〇六））の附記には、「本書并本書所載の文書は何れも昭和四年現存、庵原

郡富士川町（旧岩淵村）斎藤縫殿左衛門の跡同高次郎方に於て属目す。尚市郎右衛門は善七の跡なり。（別写参照）」と書かれており、甚衛が同家にて史料を実見していたことがわかる。『静岡県史料』第二輯には、「庵原郡富士川町 斎藤高次郎藏」として五点の史料が収録されている。そのうち「四 岩淵村市郎右衛門岩本村秋兵衛等口上」は、甚衛が筆写した「富士川渡船二付願」（〇七（〇二））と同文である。ちなみに、斎藤高次郎は、岩淵地区の区長を三年間務めた人物で、昭和十一年（一九三六）に町議会から永年勤続区長として表彰されている（『富士川町史』富士川町、一九六二年）。

『静岡県史料』は、黒板勝美と辻善之助が編纂顧問、足立鉄太郎（編纂終盤の昭和七年十一月に病没）が編纂主事を務めた自治体史である。編纂メンバーと甚衛との間に交流があったかは未詳だが、前後して同じ旧家に史料採訪を行っていたことがうかがえる。

このように甚衛は、実際に富士川の地を訪れて史料調査を行っていたのであり、そのフィールドワークの痕跡が「史料写」には残されているのである。

vii 三井文庫による対照

「御扶持・地方・下毛・入作 四色物割帳（渡船方勘定）」（〇五（〇六））には挟み込み文書があり、「当文庫にあり、子之年御扶持、地方、下毛、入作四色割請取帳 一冊 享保十七年十一月」と書かれている。これは、三井文庫の職員によって挿入されたものと考えられる。他の冊にも目次に文書の差出人・受取人の名前や対応する番号を鉛筆書きした箇所が散見され、これも三井文庫における対照・研究の痕であると考えられる。

二 学術雑誌への寄稿

(一) 三田史学会『史学』への寄稿

蒐集された河川交通関係の資料は活用されることはあったのだろうか。

甚衛自身が以前に作っていた目録をもとに作成した『藤沢市史資料所在目録稿』第四集の「金沢家史料」の「五、交通」の項には、甚衛による解説として次のように書かれている。

交通の量は世情を反映しているものなので、東海道でも、中仙道でもこれを追求して、漸くここにその数例を挙げたが、これらは多く遺存されないのみならず、当時、明確な記録も為されなかつたことを富士川史料などは示している。自然、一般交通史がこれに触れようとせず、たまたま、それに言及したものは、大きな過誤を犯している。これについては、先に、慶大の「史学」と交通文化協会の「交通文化」に求められて拙稿を載せたが、それはここに掲げた史料の吟味によるものであつた。²¹

甚衛は世情の指標として交通量を重視していた。しかし、交通量を示す史料はあまり遺されていない上に当時から明確な記録がなされていなかったことを「史料写」等が示しているとする。それゆえ、「一般交通史」が交通量の問題に触れようとせず、言及したものがあっても大きな間違いを犯している点を問題視している。

甚衛は求められて複数の雑誌に論文を載せたと記しているが、このうち『史学』は、慶應義塾大学三田史学会の機関誌である。「金澤劄」の名前で「徳川時代東海道の交通量に関する一考察」が一〇巻二号（一九三一年）に掲載されている。同論文で甚衛は、「旅客を算へるのには、城下に於てすよりも松並木に於てする方が容易である」として、大きな渡船場や関所ではなく、富士川の渡船場の直ぐ東に在る潤井川の川越場に注目する。

同論文の「二」では、「渡船者数を知る最も直接的な資料は『賃銭留』である」として、宝永四年（一七五四）の舟賃三割増の新制を契機に作られた賃銭留帳を参照している。これは、「史料写」に収録された「富士川渡船賃銭留帳」（四三（〇一））であり、前書の「附り」から渡船賃の有料・無料の対象の概略をうかがうことができる。さらに、「武士を始め伝馬証文其他による無料の渡船者はこの外に存する」として、宝永五年（一七五五）の訴状を示しているが、これは「岩本村文書」の（町人諸職人商人等舟賃不払二付伺一札）（〇〇五八）である。さらに「この訴に対して、次の如き添高札が下附せられてゐる」として「史料写」から「渡船場添高札」（〇七（〇四））の全文が引用されている。

続く「三」から「四」では、宝永四年、天明六・七年（一七八六・一七八七）の数値データを作成しているが、そこで用いられているのは①先述の「富士川渡船賃銭留帳」、②「史料写」に収録された「富士川渡船賃四割増銭預り帳」（二九（〇一）・三〇（〇一））そして、③岩本村文書の「富士川船賃四割増日メ控」（〇二四〇）である。これらの史料に記入された「日々の収入を当時の賃銭一人十六文を以て」割ることによって各年の渡船者数を割り出している。²²①については、「これは美濃判堅帳であつて本文百十二葉のものである」と書かれており、甚衛が史料の大きさや分量に留意していたことがわかる。

雑誌表紙の要目のタイトル末尾には「（上）」と書かれており、考察にあたる続編が続くことが想定されるが、残念ながら『史学』には続編は掲載されていない。

（二）国際交通文化協会『交通文化』への寄稿

もう一つの寄稿先である『交通文化』は、国際交通文化協会の機関紙で、昭和一三年から二五年まで（一九三八）

一九五〇）三一冊が刊行された。国際交通文化協会は、交通文化の調査・研究を行うこと、それによって交通制度の発展に寄与することを目的として三井南家一〇代・三井高陽（²³一九〇〇～一九八三）によって設立された。²⁴

昭和初期は、国の文化や国家の将来を考える上で交通について関心が集まっていた時代である。昭和四年（一九二九）に京都大学経済学部教授の本庄栄治郎を中心として経済史研究会が設立され、同研究会から『日本交通史の研究』が刊行されるなど社会経済史研究の隆盛の中で、交通史研究も進展しつつあった。²⁵これに対し「不幸にして我国に於ては、未だ交通史及政策に関する特殊の研究団体を有せず、特に前者に在つては僅に経済史の一部として存するの有様である」との現状認識に基づいて国際交通文化協会はつくられた。²⁷

甚衛は、国際交通文化協会の機関誌に三本の論文を書いている。はじめて寄稿した「徳川時代東海道の交通量」〔『交通文化』八、一九三九年〕は、富士川の渡船者数の推移について分析した論文である。経済史学者・大山敷太郎による新居の渡しの数量的な研究を意識しているが、単に数値を挙げるのではなく、「体系的史料」によって実態を示すことが目指される。使用された史料には注が付されていないが、本文を対照していくと「岩本村文書」と「史料写」が多く使われていることが判明した。

「一・渡船の推移」では、「イ、渡船場」で（富士川渡船漕役断り訴状）（〇〇一〇）を引用し、慶長七年（一六〇二）に幕府によって渡船場が岩淵村と岩本村に固定されたが、寛永十年（一六三三）に至っても岩本村は渡船役を避ける状態であったと説明する。それが「元禄の文化はたちまちこれを変貌した」として、かつて忌避された棟別渡船役が「遽かに村民の欲求を喚び」「渡船保持の為村入用の大部を尽くして狂奔した」。さらに、享保期には渡船請負人を雇ってその利益を収めるに至り、「略々そのまゝの情勢を以て明治へ推移した」と展望を示している。

「ロ、渡船及渡船役」では、「岩本村文書」の（横田内膳正村詮手形写）（〇〇〇九）および「史料写」の「富士川

渡賃定」(三四(〇三))・「富士川渡船役人扶持米証文」(〇五(〇二))によって、棟別勧進による維持、舟賃の設定、扶持米の支給が説明される。

さらに、定渡船六艘制について「天和貳年戌八月朝鮮人來朝ニ付駿州富士川船橋絵図」(〇四〇四・〇四〇五)を使って確かめている。そして、船役組合持によって別に高瀬船を造り、旅人との所謂相对賃金を得るに利用したことについて「岩本村文書」の高瀬船関係史料を参照している。

「八、川の留明」では、天明七年の「富士川渡船四割増銭日々扣」(七一(八一))によって月別の川留日数を数え上げている。

続く「二、渡船者数」では、『史学』の論文で提示した宝永四年、天明六・七年の数値データを抄録再掲している。さらに、明治四年(一八七二)の渡船者数として「史料写」の「富士川渡船人数賃銭内訳覚」(五九(〇二))が引用されている。

二本目の「五人組制度と交通」(『交通文化』二二、一九四三年)は、甚衛の専門である五人組についての論文である。その冒頭において従来の五人組制度の研究は、法制学者の政治的論策によったものであるが、「この制度の社会的、文化史的究明に精進するものにとつては自づから別個の立脚点がある」として甚衛は、「先づ史料の整齊と、之が深き吟味」に基づいた「方法的に純潔なる研究」を目指している。

本論文では、「第一章 交通に関する五人組条目」にて「一般的なるもの」「地方的なるもの」「そして藩ごとに五人組条目を分類する。」「一般的なるもの」では、「最も汎く、且つ久しく民土に浸潤したものは次の二系統である」として関東郡代・勘定奉行を務めた伊奈忠治による「伊奈案系」と老中・久世広之による「久世案系」における交通条目の数を年代ごとに集計した上で、史料を引用して主要な条目の内容を示している。

さらに、「第二章 交通条目の実証」では、周辺史料を活用することで条目の実態を明らかにしている。その中で注目したいのは「渡頭」の項である。同項では、「渡船に関する五人組条目は、その所在の地方には殆ど洩れなく之を具へてゐる」として史料が例示される。はじめに、「宝永、正徳当時の地方代官として最も温情に富む五人組条目を遺した小林又左衛門は、その所管の富士川渡船に関しても、まことに含蓄ある表現を以て之を敷衍してゐる」として享保八年（一七二三）の（富士川船場御法度）（〇一五五）を引用している。さらに、『史学』論文でも参照していた宝永五年の（町人諸職人商人等舟賃不払二付伺一札）を再掲し、「諸職人・諸商人が当路から特別の地位と便宜を与へられてゐたことを示し好個の経済史料をなしてゐる」と書いており、同史料が甚衛にとって重要な史料であったことがうかがえる。加えて、添高札である「渡船場添高札」（〇七（〇四））を「史料写」から引用し、『明治以前日本本土木史』（土木学会、一九三六年）がその年号を「寛永」と誤読して「寛永五年早くも次の如き云々」の説を挙げていることについて「渡頭發達の状を忘れた誤」であると記している。続けて、「近時多くの先学によつて推奨せられた一著書すら、著名なる寛延三年の徒党禁止五人組条目を寛永三年と誤つて全く論旨を失し、その他随所の誤に眼を覆はしめるものがある」と痛切に批判している。これらの事例からも甚衛が年代の把握と時代の推移發達を重視していたことがわかるだろう。

三本目の「五人組制度と外人―安政来航当時の新条目―」（『交通文化』二三、一九四三年）では、外国人来航に関わる安政元年以降の新条目について箱館・府中・相模の事例を挙げているが、ここでは河川交通関係の史料は使用されていない。同論文の「むすび」では、府中の五人組帳は寛永一六・一八年（一六三九・一六四一）の伊奈関東郡代案↓元禄の「伍簿案」↓享保の「当時村方五人組帳」↓天保山本代官・御領知方役所板行の『五人組帳』等の系統に属するものと位置づけ、順次増補されていた条目が、安政期にはわずか一八ヶ条の簡略なものとなり、その三分の

一が外国人関係の条目となっている点を指摘している。ここからは、体系的な資料の中に位置づけた上で数量的な分析を行う「系統的検討」の片鱗を窺うことができる。

三 学界における評価と戦後への継承

(一) 同時代における評価

『交通文化』二二の「編輯後記」には、次のように書かれている。

金沢甚衛氏には久々で氏の専門とさる、五人組制度から見た交通を御願ひした。正に氏の独壇場である。氏は多年五人組制度の史料蒐集に力められ、已に二万五千点に達すると云ふ。目下文字通り縷骨の労作「五人組制度の形姿的研究」を第一冊とし、以下「五人組制度の内容的研究」「五人組制度の実証的研究」各三千枚が超人的エネルギーによって漸次脱稿されつつある事は斯学のため真に慶祝に堪えない。この巨作こそ正に社会史的、文化史的見地に立つての総合的且つ系統的検討に基くものである。敢えて江湖に吹聴する。

ここで甚衛の専門は「五人組制度」であると認識されており、原稿は協会の側から依頼したものであったことがわかる。また当時、甚衛が二五〇〇〇点を越える五人組制度関係資料を集めており、「各三千枚」から成る三部作の刊行を予定していたことが確認できる。⁽²⁹⁾著作に対する評価は、「五人組制度と交通」の冒頭で示された方針を敷衍している。『交通文化』八の「執筆者紹介」にも「退官後、中央公論其他に二三の研究を発表、その後孜孜として五人組の研究に没頭さる、篤学の士」と書かれており、甚衛は当時から五人組制度の研究者として知られていたのである。

甚衛の論文は、同時代においてどのような評価を受けていたのだろうか。甚衛の論文を紹介・参照した文献を「表

2 金沢甚衛論文紹介・参考文献一覧」にまとめた。同表の前半を見ると、甚衛の論文タイトルは、京都大学の日本経済史研究所の刊行物に散見されることがわかる。本庄栄治郎が「昭和六年までの文献を網羅した」『改版日本経済史文献』（一九三三年）には、「第三部論著」の「一三、交通」において「徳川時代東海道の交通量」が取り上げられている。それに続いて編集された『日本経済史新文献』（一九四一年／戦後『日本経済史第二文献』として改訂復刊）でも同様に紹介されている。さらに、戦後の昭和二八年（一九五三）に刊行された『日本経済史第三文献』では、論文の概要も記されている。「五人組制度と外人」は「箱館に於ける条目、府中に於ける条目、相模に於ける条目に分ち、外人来航に關しての新条目を指摘してゐる」（一五、法制史）、「五人組制度と交通」は「交通に關する五人組条目を挙げ、交通条目即ち並木・一里塚・キリシタン改・他行届・関所手形・飛脚につき実証する」（一七、交通・通信）と紹介される。

甚衛の論文を紹介しているのは、日本経済史研究所に限らない。「五人組制度と交通」と「五人組制度と外人」は、昭和一八年（一九四三）年六月・一〇月刊行の大阪商科大学経済研究所編『経済学雑誌』一二（六）・一三（四）「文献月報」中の「Ⅲ．経済史」「二．各国及特殊門」欄に論文名が掲載されている。「文献月報」の選定基準は、「本学図書館及び経済研究所資料部に受入せるものの内重要なもののみを掲載」というものである。これら甚衛の論文は当時の経済史研究においても一定度評価されるものであったと考えられる。³⁰⁾

（二）戦後の交通史研究への継承

前節での分析によって経済史研究における評価はある程度明らかとなったが、『史学』と『交通文化』の論文は、交通史研究において参照されることはあったのだろうか。

交通史研究者の大島延次郎が戦後、「新制大学の開学に際し、史学の教養の一科として」開講した交通史の講義をもとにした『日本交通史概説』（一九五三）では、「第三篇近世の交通」「第三章 路傍の整備」の参考文献の一つとして「五人組制度と交通」が挙げられ、並木や一里塚についての叙述に活用されている。さらに、戦後寺社参詣史の金字塔とされる『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房、一九八二年）の「第六章 近世参詣発達の諸因」「第二節 交通環境の好転」では、「徳川時代東海道の交通量」を引いて「富士河では、元禄に入り俄に交通量が増大し、天明においてやや衰え、以後一進一退しつつ、大なる変化を見ることなく明治に入っている」と同論文における甚衛の考察をそのままトレースしている。

昌子住江らによる「近世後期東海道における交通量推定について」では、渡辺和敏『近世交通制度の研究』（吉川弘文館、一九九一年）や『富士川町史』とともに富士川の有料渡船者数に対する既往研究として甚衛の「徳川時代東海道の交通量」が参照され、そのデータが使用されている。³¹さらに、丸山雍成も「東海道全体を通しての旅行者のほか、近郷村々の者同士の通行分」も含んでいることから、十全の測定基準となりうるか検討の余地もあるとしながら富士川の渡船者数の例として同論文を提示している。河川交通史研究においては、「はじめに」で取り上げた加藤僚も岩本村文書と「交通史料写」を活用する中で、「五人組制度と交通」を参照している。

このように、近年に至るまで甚衛の論文はデータとして参照されており、彼が遺した資料群と共に引き継がれてきたのである。

おわりに

本稿では、国文学研究資料館所蔵の「岩本村文書」と「富士川交通史料写」の伝来過程と基本的書誌を紹介すると共に、旧蔵者の金沢甚衛による河川交通関係資料の蒐集と活用について明らかにしてきた。

両資料群は、昭和初期に新町三井家九代の高堅が甚衛から購入し、戦後、三井文庫から国立史料館へ譲渡されたものであった。

「史料写」の内題は、「東海道路交通史料／富士川之巻」であり、甚衛による記述からは「潤井川之巻」等、他の巻の存在が推定された。東海道レベルでの大規模な資料集の編纂が構想されていたのである。しかし、資料解題とも言える「附記」が未記入で終わっている冊が多いことや現時点では他の巻が見つからないことから事業は頓挫してしまったものと考えられる。編纂事業のきっかけは何だったのか、協力者はいたのか、なぜ事業は中絶してしまったのか「史料写」の周辺は未だ謎に包まれている。

「史料写」の「附記」の記述からは、甚衛による史料批判や史料認識が垣間見え、在野研究者としての手腕をうかがうことができた。彼は史料の始原を重視し、周辺史料との関係性の中で正確な史料認識を目指していたのである。

加えて、甚衛が現地を訪れて史料調査を行っていたことが新たに判明した。調査先は江戸期に名主を務めていた旧家が多く、彼と前後して『静岡県史料』の編纂メンバーも調査に入っていた。これまで甚衛の蒐集活動については「五人組帳などの関係資料を全国的な規模で収集したという。収集は古書店などに出回った古文書を購入する形で行ったようである」と説明されるのみであったが、本稿での作業によって自ら現地へ足を運び、資料調査に励む甚衛という新たな姿を見ることができたのではないだろうか。岩松村に引き継がれた村有文書をなぜ甚衛が入手すること

ができたのか、アカデミズムの研究者を含め自治体史編纂との関わりはあったのか、今後蒐集活動の実態をより掘り下げていく必要がある。

また甚衛は、文書を蒐集して資料集を編むだけでなく、それらを自らの研究に活用していた。甚衛の研究は、経済史学者による数量的な研究を意識しつつ、数値を挙げるだけではなく、「体系的史料」によってその実態を示すことを目指すものだった。五人組帳における「交通条目」を抽出する際にも、五人組条目を分類した上での「系統的検討」が行われ、さらに周辺史料を活用することで条目の実態を描き出そうとしていた。それを支えたのは、「史料写」に見られたような史料群の把握と史料批判に基づいた「方法的に純潔なる研究」であつたと考えられる。

広範な史料蒐集と史料認識に基づいて書かれた甚衛の論文は、発表当時から経済史研究をはじめとして学界においても一定程度評価されるものであつた。戦後も河川交通史研究において参照され、基礎的データとして活用されてきた。以上から、在野研究者としての金沢甚衛の遺産は、所蔵先や評価を変えつつも現代まで継承されてきたと言える。本稿での作業を踏まえれば、「史料写」と岩本村文書は交通史研究だけでなく、村落史研究や史学史研究においても有用な資料となるのではないだろうか。甚衛が遺したコレクションがより広い分野の研究者によって活用されることを願って筆をおきたい。

付記

調査にあたっては、公益財団法人三井文庫、国文学研究資料館、富士市立中央図書館の職員の方々にお世話になった。末筆ながらお礼を申し上げたい。

表1 「富士川交通史料写」 附記・書込一覧

冊	請求番号	表題	年代	附記／書込
一	01 (01)	富士川川除普請願	宝永2年	【附】本書ハ当川川除普請ニ関スル最モ古キ文書ニシテ、此以外ニハ二三ノ断片的記述ト、誤謬ヲ含メル口碑ノ存スアルノミナリ。 寛文十年ト記セル当時ノ手記別ニ存セルモ、十一年トセル本書ノ方正シク、内容ハ二三字句ノ相違アルニ過ギズ。／（欄外）「ミノ誤カ」／（欄外）「野ノ誤カ」
一	01 (03)	富士川川除普請願	享保14年	【附】岩本村旧記（別写）ニ当年「川除請負人府中伝馬町某」云々トアリ。此村請負願ニ付テハ他ニ知ルトコロナシ。
二	02 (01)	富士川東岸御普請御入用覚	寛政2～文化7年	【附】川除普請に関し連年の費用を列記したるもの他になく、元禄時より数次の普請入用に付ては別に史料あり。尚ほ元禄以降の普請にありては其の費用を知るに足る記録を見ず。／江川太郎左衛門様御代官所御帳面より写
二	02 (03)	富士川堤出工事出来形覚	安永8～明治6年	【附】本書ハ富士郡松岡村（現岩松村字）名主平右衛門ノ記録ニ係ルモノニシテ岩本村其他ノ分ヲ含マズ。 尚安永8年以前ノ分別ニ史料アリ／（欄外）「当時該当者なし、写誤りなるべし」
三	03 (01)	富士川用水ニ付届	天明8年	【附】寛文十一年川普請ニ関スル書上ケ（別段）ニ「此川筋用水ニ成申候処ハ甲斐駿河迄ニテモ所モ無之候」トアリ、又「嶋之内田地少養申計ニ御座候」トアルモノノ中、田地ハ本書所載ノ夫レニアラズ。
四	04 (01)	波戸場出入足控	享保15年	【附】所謂御馳走人足及道造用品代ノ記録トシテ本書ノ外二三断片的ノモノ此年次ノ前後并徳川末期ニ於テ之ヲ見ル。 尚本書ニ岩淵方出人足其他ヲ添記セル帳一冊現存ス。
四	04 (02)	諸家様富士川御賄日記（抄写）	寛政8年	岩淵村問屋孫九右衛門「諸家様富士川御賄日記」ノ中被下物抜書
四	04 (03)	御大名様方御本陣并富士川御用聞	寛政8年	庵原郡岩淵村名主弥兵衛「萬覚帳」の中御大名様方御本陣并富士川御用聞
五	05 (01)	富士川渡船役人扶持米証文	元和4年	【附】本書は富士川に於ける最初の扶持証文にして藩主より出でたるものなり。後幕府賄となる。／（庵原郡岩淵町常盤氏本書所蔵）
五	05 (02)	富士川渡船役人扶持米証文	寛永5年	（庵原郡岩淵町常盤氏本書所蔵）
五	05 (03)	富士川渡船役人扶持米証文	寛文6年	（庵原郡岩淵町常盤氏本書所蔵）
五	05 (04)	富士川渡船役人扶持米勘定方手形	宝永2年	【附】扶持米勘定方に付ては別に割付并皆済証文（年貢）等参照、殊に寛永時の皆済証文に再吟味を要するものを含む。

冊	請求番号	表題	年代	附記／書込
五	05 (05)	御扶持・地方・下毛・入作 四色物割帳（渡船方勘定）	享保14年	【附】本書の四色物乃ち御扶持、地方、下毛、入作に付ては別に史料を存ず。 尚ほ本書は四色割帳と名けて最初のものにして之に前書（別写）を附せり。
五	05 (06)	御扶持・地方・下毛・入作 四色物割帳（渡船方勘定）	享保15年	【附】本書は四色割帳は享保十四年以降文政十年までの中数十部現存す。尚ほ寛政三年以後（但享保十七年以降同年迄本帳未見）は毎年船役本役割前米四斗と一定せり。／（挟み込み）「当文庫にあり、子之年御扶持、地方、下毛、入作四色割請取帳 一冊 享保十七年十一月」
五	05 (07)	内取極之事（富士川渡船方勘定村極メ）	嘉永5年	（付箋）「〔三一三〕参照」
六	06 (03)	富士川渡船高瀬船頭訖証文	享保15年	※白紙挟み込み
七	07 (01)	富士川渡船二付願	貞享4年	【附】本書は渡船全般に関し価値に富める史料なるが、本書の奉行所若くは代官所に提出せられし否やは疑問なり。 （享保時の岩淵・岩本両村出入文書参照）
七	07 (02)	道中奉行舳書請証文	元禄9年	【附】道中奉行舳に対する請書は本書の外 貞享二年 元禄八年 両度の分現存す
七	07 (03)	三度飛脚小越船二付証文	元禄12年	【附】三度飛脚に関する当渡船場の史料は本書の外 宝永三年 三度荷物附送書付 を主なるものとす。 尚本史料潤井川之巻参照
七	07 (04)	渡船場添高札	宝永5年	【附】此前年船賃三割増の際に於ける村方渡船方取極め并当年の船賃取立に関する訴状参照 尚高札に関する文書参照
七	07 (05)	渡船名主訴状	正徳3年	【附】本書は之と関係せる当年及前年の訴状を併せ見るべし。 但し本書の記すところ必ずしも正確を保せず。
七	07 (06)	渡船古証文改二付書上	元文元年	【附】本書并本書所載の文書は何れも昭和四年現存、 庵原郡富士川町（旧岩淵村）斎藤縫殿左衛門の跡同高次郎方に於て属目す。 尚市郎右衛門は善七の跡なり。（別写参照）
八	08 (04)	富士川渡船修覆金請取証文	享保14～17年	享保14年（欄外）「此口上覚は此請取の末端に名主の書入れたるもの蓋し他の関係に属するものにして、或は同十五年舟大工甚左衛門の修復金請取書所載の事項と参照勘考せらるべきものか。」／享保17年（欄外）「此年時後の名主の書入のまゝなるが疑はし。恐らは此以降なるべし。」

冊	請求番号	表題	年代	附記／書込
八	08 (05)	富士川渡船綱請負并綱代 請取証文	享保17年	(欄外)「本書の年次前葉に同じ。」
八	08 (07)	富士川高瀬船定渡船各造 船方覚	享保17年	(欄外)「以下、記入なし」
八	08 (08)	富士川渡船新造修覆并櫓 木ニ付覚書	享保18年	(欄外)「以下、記入なし」
八	08 (09)	富士川渡船綱代請取証文	享保18年	(欄外)「岩本村名主」
九	09 (02)	富士川甲州船留置方下知	正徳5年	(欄外)「、各虫喰にて不明」
一〇	10 (03)	富士川渡船助郷増加願	享保2年	(欄外)「書誤りか(北松野)」
一〇	10 (06)	三役御免ニ付村請状	宝暦9年	(欄外)「升の誤記」
一一	11 (01)	富士川渡船勤方ニ付訴状	享保17年	(欄外)「あやつりナルベシ」
一二	12 (01)	富士川渡船古事覚書	—	【附】 本書の中、助郷の記事は年代再調を要すべし。 (網引人足の事は 岩本村文書 等により所謂助郷と別に 考ふべきか) 尚本書所載高木伊勢守は初代道中奉行た る高木伊勢守なり。
一二	12 (09)	岩淵村組中申合証文	天明2年	【附】 本書記載の事項に関し富士川東岸岩本村名主の 記録する所左の如し 『天明元年丑 岩淵村名主十人と惣百姓と村出入有之、決局新組と古 組と引分り申候処、又出入に相成前々之通十人名主に て取立仕候、惣百姓まけ申候』
一二	12 (10)	富士川渡船二付船頭差入 証文	寛政元年	【附】 本書は「 牧民金鑑 」其他に 『東海道川々井川越船頭等年来不届之取計茂有之趣相 聞候間、夫々吟味之上御仕置可申付処』云々とあるも のに該る。尚此際の船賃其他に関して別写参照のこと。
二一	21 (01)	甲斐国山梨郡村役高	寛延元年	(目次)「(富士川上流関係参考)」
二二	22 (01)	甲斐国八代郡村役高	寛延元年	(目次)「(富士川上流関係参考)」
二七	27 (01)	富士川参詣導者高札写	—	(欄外)「金沢附記 井出志摩守は慶長十二年より同十 七年迄在任」
二八	28 (01)	田子遇古道	享保18年	(目次)「(富士川流域並附近の変遷)」 (欄外)「金沢考 贅なるべし (以下同断)」／「意味 不明此辺落字か誤写あるべし。」／「原文のま、」
三一	31 (01)	岩本村旧記	天保元～ 明治10年	(欄外)「誤記なるべし」
三三	33 (01)	加島村村社八幡社社伝	宝永6年	(表題)「(富士川下流に関する記述を含む)」／(本 文)「村社八幡社々伝 (富士川郡加島村史資料)」
三三	33 (02)	松岡村上下往還掃除丁場 定	元文年間 カ	(欄外)「元文に辛卯なし、何れか誤なるべし」
三三	33 (03)	岩本郷道路間数改	—	(欄外)「往還なるべし」

冊	請求番号	表題	年代	附記／書込
三四	34 (01)	船頭居屋敷証文	慶長4年	(欄外)「別写には五月」
三六	36 (01)	渡船名主其外二付訴状	寛文10年	(欄外)「原書のま、」
三六	36 (02)	繰舟公事訴状	貞享2年	(欄外)「筆写の際」
三八	38 (02)	聖護院宮伝馬賃銭請取	正徳3年	【附】聖護院 宮様御儀先年正徳三巳年富士川村山江御廻り被為遊候、此節松岡御役所に鈴木三郎兵衛様御手代玉村曾右衛門様と申仁御勤被遊……………(下略)宝暦七年「聖護院通行御用向扣帳」より抜書
三九	39 (01)	富士川渡船櫓木下渡願書	享保14年	(欄外)「「様」脱落カ」
四六	46 (01)	野論ニ付奉行書状	明暦2～ 延宝2年 ／明暦2 年	(一括)「渡船郷岩本村外村々と村山浅間社と野論関係文書 一」
四七	47 (01)	百姓方訴状	延宝7年	(一括)「渡船郷岩本村外村々と村山浅間社と野論関係文書 二」
四八	48 (01)	大淵村訴状	元禄10年	(一括)「富士川渡船郷岩本村外村々と大淵村外二ヶ村と富士山野論文書」
五四	53 (03)	富士川洪水覚	永禄9～ 明治9年	「富士川加島村、岩本村附近各村の旧記並庵原郡岩淵村(現称富士川町)、松野村附近各村の旧記に依り考察を加へず原書のま、抜書す。復」／「(以上ノ外尚ホ数回記載アルモ被害少キモノ故省略ス。)」
五五	54 (01)	岩本村御高札留書抜書	元禄2年	※朱筆による対校跡あり
六〇	59 (01)	富士川渡船人数賃銭内訳覚	明治4～ 6年	(欄外)「借銭 十八貫なるべし」／(欄外)「四挺に非るか」
六一	60 (01)	富士川渡船賃四割増日留帳	天明6年	(欄外)「誤なるべし」／(欄外)「人の誤記なるべし」／(欄外)「誤算」「同じ」

註1 国文学研究資料館所蔵「富士川交通史料写」(26M/0463)全81冊より筆者作成。

註2 請求番号は、「26M/0463-」を省略して枝番号のみ表記。

註3 【附】は「附記」、(欄外)は欄外の書き込み、(付箋)は挿入された付箋、(目次)は目次への書き込み、(表題)は各史料ごとの表題が書かれた初丁への書き込み、(本文)は筆写史料に対する書き込み、(一括)は複数の史料を一括してつけられた表題を示す。

註4 引用文中の史料名は便宜上ゴシックにした。とくに注目してほしい記述には下線を引いた。

註5 煩雑を防ぐため、書き込みについては特徴的なものに限定して表記した。

註6 細かい校正に留まる冊については省略した。

表2 金沢甚衛論文紹介・参考文献一覧

編著者	書名 巻号	発行	年代	紹介・参照内容
—	『歴史地理』380	日本歴史地理学会	1931	「最近史学関係論文一覧」で①を紹介。
本庄栄治郎 ほか編	『改訂日本経済史 文献』	日本評論新社	1933	「第三部 論著」の「一三、交通」において②を紹介。
—	『史潮』9（4）	大塚史学会	1939	「最近史学関係文献目録」（17）の「歴史地理」の項で②を紹介。
本庄栄治郎 ほか編	『日本経済史新文 献』	日本評論新社	1941	「第三部 論著」の「一八、陸運」において②を紹介。
—	『経済史研究』30	日本経済史研究所	1943	「最近の経済史学会」の「政治・対外関係・法制」で③および④を紹介。
—	『経済学雑誌』12 （6）	大阪商科大学経済 研究所	1943	「文献月報」の「Ⅲ. 経済史」「二. 各国及特殊門」で③を紹介。
—	『経済学雑誌』13 （4）	大阪商科大学経済 研究所	1943	「文献月報」の「Ⅲ. 経済史」「二. 各国及特殊門」で④を紹介。
—	『経済史研究』32	日本経済史研究所	1945	④について「箱館に於ける条目、府中に於ける条目、相模に於ける条目に分ち、外人来航に関しての新条目を指摘してゐる」と紹介。
本庄栄治郎 ほか編	『日本経済史第三 文献』	日本評論新社	1953	「第二部 資料」の「一五、法制史」において④を「箱館に於ける条目、府中に於ける条目、相模に於ける条目に分ち、外人来航に関しての新条目を指摘してゐる」と紹介。 「第三部 論著」の「一七、交通・通信」において③を「交通に関する五人組条目を挙げ、交通条目即ち並木・一里塚・キリシタン改・他行届・関所手形・飛脚につき実証する」と紹介。
大島延次郎	『日本交通史概説』	宝文館	1953	「第三篇 近世の交通」「第三章 路傍の整備」の参考文献として③を挙げる。
本庄栄治郎 ほか編	『日本経済史第二 文献』	日本評論新社	1955	「第三部 論著」の「一八、陸運」において②を紹介。
沢寿次 瀬沼茂樹	『旅行100年 駕籠 から新幹線まで』	日本交通公社	1968	①で算定された数値を挙げ、「とにかく平均二、三百人の旅人では、東海道筋も、普通の日はあるり賑やかなものだといえないようである」と考察。
新城常三	『新稿社寺参詣の 社会経済史的研究』	塙書房	1982	「第六章 近世参詣発達の諸因」の「第二節 交通環境の好転」で「富士河では、元禄に入り俄に交通量が増大し、天明においてやや衰え、以後一進一退しつつ、大なる変化を見ることなく明治に入っている」と②における交通量の変遷についての考察を参照。

編著者	書名 巻号	発行	年代	紹介・参照内容
—	『経済学文献年報』	文生書院	1984	6月の「Ⅲ. 経済史」「二. 各国及特殊門」で③を紹介。 10月の「Ⅲ. 経済史」「二. 各国及特殊門」で④を紹介。
渡辺和敏	『近世交通制度の研究』	吉川弘文館	1991	「第一章 東海道と諸施設」の「第四節 交通量」にて②の富士川の渡船者数のデータを参照。
松村博	『大井川に橋がなかった理由』	創元社	2001	「第三章 徒渉しは儲かった—経済的考察」の「② 富士川渡船などの有料利用者からの推定」で、渡辺和敏の研究や『富士川町史』と共に②における富士川の渡船者数のデータを参照。
昌子住江 石黒竜 武部健一	「近世後期東海道における交通量推定について」（『土木史研究講演集』23）	土木学会	2003	富士川の有料渡船者数に対する既往研究として②を参照、そのデータを使用。
加藤僚	「近世渡船場の構造と機能—富士川渡船場附河岸を事例として」（『交通史研究』69）	交通史研究会	2009	③で明らかにされた渡船賃についての取り決めを参照。

註1 甚衛の論文を紹介・参照している文献をもとに筆者作成。

註2 ①は「徳川時代東海道の交通量に関する一考察」、②は「徳川時代東海道の交通量」（『交通文化』8、1939）、③は「五人組制度と交通」（『交通文化』22、1943）、④は「五人組制度と外人—安政来航当時の新条目—」（『交通文化』23、1943）を示す。

注

- (1) 加藤僚「近世渡船場の構造と機能―富士川渡船場附河岸を事例として」『交通史研究』六九、交通史研究会、二〇〇九年）。
横山昌寛「舟橋・浮橋の技術文化史―失われた橋の記憶と記録―」（舟橋・浮橋の技術文化史研究会 HP）<https://historyofpontoonbridge.wordpress.com/>。
- (2) 「大倉精神文化研究所蔵「金沢甚衛氏旧蔵資料」目録」（『大倉山論集』四八、公益財団法人大倉精神文化研究所、二〇〇二年）、平井誠二「展示会「図書館の貴重コレクション展」」（『大倉山論集』六一、二〇一五年）
- (3) 拙稿「刊行物にみる金沢甚衛の横顔―社会事業の実践と歴史研究を中心に―」、「『大倉山論集』六六、二〇二〇年」。
- (4) 寺田格郎「金澤甚衛旧蔵資料」（『杉並郷土史会会報』二八三、二〇二〇年）。東京都荻窪に住んでいた寺田氏は甚衛のことを「ジンベイさん」と呼んでいたという。
- (5) 廣木尚「黒板勝美の通史叙述―アカデミズム史学による卓越化の技法と〈国民史〉―」（『日本史研究』六二四、日本史研究会、二〇一四年）、齋藤智志「近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム」（法政大学出版局、二〇一五年）、松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィ―』（山川出版社、二〇一五年）他。
- (6) 廣木尚「近代日本の自治体史編纂におけるアカデミズム史学と地域意識―『足利市史』編纂をめぐって―」（『日本史研究』五七九、二〇一〇年）、黒岩康博「好古の瘴氣 近代奈良の蒐集家と郷土研究」（慶應義塾大学出版会、二〇一七年）他。
- (7) 夏目琢史「幸田成友論―経済史から日欧通交史への断層―」（『一橋大学附属図書館研究開発室年報』四、一橋大学附属図書館研究開発室、二〇一六年）。
- (8) 荒木優太『これからのエリック・ホフファーのために 在野研究者の生と心得』（東京書籍、二〇一六年）、同編著『在野研究ビギナーズ勝手にはじめる研究生活』（明石書店、二〇一九年）他。
- (9) 以下、「史料情報共有化データベース」（<http://base.nijl.ac.jp/~archicol/>、最終閲覧二〇二〇年十二月二八日）の「文書概要」および藤貫久美子「史料館蔵「三井文庫旧蔵資料（袋綴本）」の整理にあたって」（『史料館報』七四、国立史料館、二〇

○一年）を参照。

(10) ラベルと製本様式が三井文庫のそれと同じである旨を同文庫研究員の萬代悠氏よりご教示をいただいた。

(11) 富士市史編纂委員会『富士市史資料目録』第二輯（一九九〇年）では、本文書を「旧岩松役場文書」と呼称している。

(12) 「史料情報共有化データベース」の文書概要では、「第八一冊までのうち、第一一、四二、四三、五〇、五二、五七冊が欠けている」としているが、実際に欠けているのは第五〇冊のみ。公益財団法人三井文庫には、昭和一六年（一九四一）に作成された関係目録が現存する（原則非公開）。同文庫研究員の萬代悠氏よりご教示をいただいた。

(13) ただし、三井文庫理事であった中田易直は「売却」したと説明している（中田易直「中田易直先生談「戦後の三井文庫と文部省史料館について」『三井文庫論叢』三五、公益財団法人三井文庫、二〇〇一年）。

(14) 三井松坂家に生まれ、のち三井新町家の九代目を継ぐ。呉服の御用名前・源右衛門を襲名。明治二七年三井呉服店社長となる。四二年三井合名設立に伴い同監査役、四五年監査部長。大正二年三井鉾山代表取締役、三年三井物産社長、九年三井銀行社長を歴任。一方、美術品の収集家として知られ、書の収集で名高い（『二〇世紀日本人名事典』日外アソシエーツ、二〇〇四年）。

(15) 大正一一年五月一四日から二八日まで、通信博物館において江戸時代を中心とする「東海道路交通史料展覧会」が開催されている。「其蒐集を通信部内にして東海道を管轄してゐる東京、名古屋、大阪の三通信局を経て地方の郵便局長を煩し従来あまり史家の手をつけてゐない方面に史料の借出を試みた」とあることから交通史がこの頃から関心と呼び始めていたことがうかがえる。ただし、出品者に甚衛の名前は見えず、「東海道路交通史料」のタイトルと本展覧会との関係の有無は未詳である（通信博物館編『東海道路交通史料特別展覧会目録』一九二二年。国会図書館デジタルライブラリーに上閲覧 <https://dl.ndl.go.jp/>）。

(16) 『富士市史』下巻（富士市、一九六九年）。石川雅也氏は、富士山かくや姫ミュージアムに所蔵されている山崎家文書中の「岩本村旧記」と併せて「史料写」三一冊の「岩本村旧記」を翻刻している（石川雅也編『富士地区古文書叢書』私家版、二

○一八年）。史料認識という観点からすると、甚衛がどこを写し、どこを写さなかったのか、両者の比較検討が必要となる。ちなみに前者は、富士市史編纂委員会編纂『富士市史資料目録』第二輯（富士市、一九九〇年）「山崎家文書」の四八・五一頁にみえる「旧記」・「旧記（続）」である。

- (17) ただし、近年の由緒論・歴史意識に関する研究の成果を踏まえれば、村の由緒、正当性を語る「村方旧記」であるとも言え、事実関係については批判的に読み解いていく必要があるだろう（久留島浩「村が『由緒』を語るとき」久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団由緒と言説』山川出版社、一九九五年、岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』名著出版、二〇一〇年他）。

- (18) 「道中奉行」（『国史大辞典』ジャパンナレッジ）。

- (19) 静岡県立中央図書館デジタルライブラリー「ふじのくにアーカイブ」(<https://www.tosyokan.pref.shizuoka.jp/contents/library/index.html>) 上で閲覧。

- (20) 『静岡県史料』第二輯（静岡県、一九三三年）六一〇・六一五頁。この常磐家は、斎藤縫左衛門家・斎藤億右衛門家とともに小休本陣を務めた常磐弥兵衛家であると考えられる。同家は、地方名主と渡船方名主を兼帯していた（『富士川町史』富士川町、一九六二年、二一九頁）。

- (21) 『藤沢市史資料所在目録稿』第四集（藤沢市史編さん室、一九七一年）一七七頁。

- (22) ただし、「実際に於ては乗物荷物等の賃銭を含むが故に」、割り出した数からその十分の一を引いた数値が妥当であるとしている（金沢甚衛「徳川時代東海道の交通量に関する一考察」『史学』一〇（二）、一九三二年）。

- (23) ドイツで交通史を研究。昭和十七年（一九四二）三井船舶の初代社長。交通史学会、日独協会などの会長、女子美術大学理事長をつとめ、切手収集家としても知られた。東京出身。慶應義塾大学卒。著作に『日本交通文化史』『切手の知識』など（『日本人名大辞典』講談社、二〇〇一年）。

- (24) 山本光正「日本交通史料集成解説」（『日本交通史料集成』第三輯、聚海書林、一九八五年）。

(25) 昭和八年（一九三三）に日本経済史研究所と改められた。機関誌『経済史研究』には、大山敷太郎氏や黒羽兵治郎氏らが近世の交通に関する論考を寄せている。

(26) 児玉幸多「交通史研究の発展」（『交通史研究』三四、交通史研究会、一九九四年）。

(27) 三井高陽「交通文化研究の意義と本会の使命」（『交通文化』一、国際交通文化協会、一九三八年）。

(28) その成果は、大山敷太郎『近世交通経済史論』（国際交通文化協会、一九四一年）等にまとめられている。

(29) ただし、何らかの事情により刊行には至らなかった。甚衛は戦後、「シエクスピアの伝記を志した英国の少年が六十歳の白髪のお爺になつてもまだ資料を集めてをつたといふやうに、私もまだ一冊の本も書き得ないで居る」と語っている（『くにのあゆみ』を検討する『自由懇話会、一九四七年、二〇頁）。

(30) 石山洋ほか編『明治・大正・昭和前期 雑誌記事索引集成』社会科学編、第五九卷（皓星社、一九九七年）、二五四・三二二頁。

(31) 昌子住江・石黒竜・武部健一「近世後期東海道における交通量推定について」（『土木史研究講演集』二三、土木学会、二〇〇三年）。